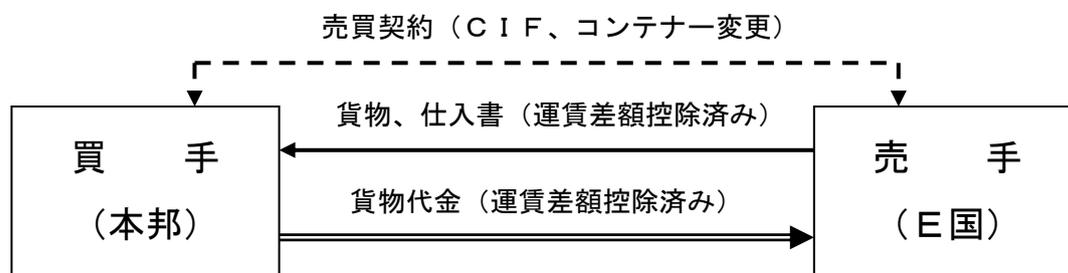


## 8. 売手が船会社に支払う運賃が安くなったことに伴い売買価格が

### 変更された場合の現実支払価格



#### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手からCIF条件で雑貨を購入（輸入）します。

当初の売買契約においては、輸入貨物を40フィートコンテナで運送する予定で売買価格を取り決めていましたが、その後、売手から、20フィートコンテナに契約数量の貨物を入れることができたため、売手が船会社に支払う運賃が安くなったとの連絡がありました。

今般、売手から当社宛てに送付された仕入書には、当初の売買契約における取引価格から、当初予定していた運賃と売手が実際に要した運賃との差額を差し引いた価格（仕入書価格）が表示され、当社はその仕入書価格を支払います。その仕入書価格のほかに、当社による売手への支払はありません。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が売手に支払う仕入書価格を現実支払価格とすることができますか。

なお、関税定率法第4条第2項各号に掲げる特別な事情はありません。

#### 【回答要旨】

上記の取引において、仕入書価格を現実支払価格として輸入貨物の課税価格を計算することとして差し支えありません。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）が売手に対し又は売手のために輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払う総額は、当初の売買契約における取引価格から、当初予定していた運賃と売手が実際に要した運賃との差額を差し引いた価格（仕入書価格）であると認められますので、その仕入書価格が現実支払価格となります。

**【関係法令通達】**

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(3)

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)